

# 阿久比町教育大綱



令和3年7月

# 1 阿久比町教育大綱の策定

## (1) はじめに

平成26年6月に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会の連携の強化等を図ることを目的とし、教育委員会制度が見直されました。

町長が「総合教育会議」を開催し、教育委員会と教育に関する『大綱』、『重点的な施策』、『緊急案件』等について協議・調整を行うことにより、本町における教育行政の方向性を共有するとともに、一致して執行に当たることが期待されています。

このうち、教育大綱は、地方公共団体が教育、学術及び文化の進行に関する施策の総合的な推進を図るため、町長が総合教育会議にて教育委員会と協議して定めることとなっています。

## (2) 大綱の位置づけ

阿久比町教育大綱は『第6次阿久比町総合計画』を基本として、町教育政策の意義・狙いを住民一般、関係者に伝え、共有するとともに、政策を効果的に実施するため阿久比町教育大綱を策定するものです。

## (3) 大綱の期間

大綱の期間は、第6次阿久比町総合計画に併せ、令和3年度から令和12年度までの10年間とする。

## (4) 大綱の見直し

教育環境の変化や施策の進捗状況を考慮し、第6次阿久比町総合計画との整合を図りながら適宜、見直しを行います。

## 2 阿久比町教育大綱の目標

阿久比町総合計画の基本目標をもって、教育大綱の目標とする。

### 【目標】

## ひとが輝く教育・文化のまち

次世代を担う人材を育成し、子どもから高齢者まであらゆる世代の誰もがいつでも学べる教育環境や健康で明るい生活ができるスポーツ環境づくりを進めます。また、地域に根差した文化の継承と特色ある文化の創造を進め、本町への誇りや愛着を醸成する教育・文化のまちづくりを推進します。

この目標を実現へと導くため、SDGsの理念に基づき5つの施策を行う。

- I 「教育」
- II 「青少年健全育成」
- III 「生涯学習」
- IV 「文化芸術」
- V 「スポーツ」

### 3 阿久比町教育大綱の基本施策

#### I 「教育」

急激な社会情勢の変化の中で、学力・学習意欲の低下、感染症対策、規範意識の欠如、いじめ・不登校など児童・生徒の取り巻く問題は、学校のみならず広く社会問題となっています。いじめの防止に取り組むとともに、いち早くいじめを発見し、できるだけ早く対応することが必要となります。

子どもの権利を尊重しながら、次世代を担う人材育成に向け、“豊かな心と健やかな体”“確かな学力”の育成を図る教育やICT教育、様々な社会情勢の変化に対応する先端技術を活用し、教育の質の確保を進め、0歳から15歳まで一貫した教育体系の充実を図る幼保小中一貫教育のさらなる推進に取り組みます。

また、教職員の資質向上、学校経営の充実、学校施設の計画的な整備などを効果的に展開し、増加する児童・生徒に対応します。

- (1) 学校施設整備事業
- (2) 国際化・情報化社会への対応
- (3) 学びの町おこし事業
- (4) 学校支援地域本部事業
- (5) 子どもの安全・安心の確保
- (6) 教職員の資質向上
- (7) 豊かな心と健やかな体の育成事業
- (8) 食育の推進

#### ～重点施策～

##### ① 危機管理体制の整備

学校現場にて起こり得る問題に対して、防止及び起きた場合の対応の整備を行う。

##### ② いじめ問題

いじめ防止基本方針を遵守し、いじめに対し適切に対応できるように取り組む。

##### ③ 学力向上

GIGAスクール構想の実現に向けてICT機器を活用し、教育の推進を図る。

#### ④ 地域力の活用

学校支援地域本部事業により地域人材の活用を図る。

## II 「青少年健全育成」

少子高齢化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化に伴い、子どもや若者を取り巻く環境は大きく変化し、様々な問題が表面化しています。

子どもや若者が本町の次世代の担い手として健全に育成されるよう、家庭と地域や学校が連携して健全育成活動を推進します。

- (1) 青少年体験ボランティア活動
- (2) 人材の活用
- (3) 地域の教育力の向上
- (4) 非行防止活動の充実

## III 「生涯学習」

少子高齢化・国際化・情報化の一層の進展など社会・経済情勢の急速な変化に伴い、生涯の各時期における学習課題がますます多様化・高度化しています。

生涯学習情報の提供と学習機会の充実を図るとともに、人材の育成と活用に努め、各年齢層に応じた活動を創出していくなど『学びふれあい育む未来』を目標に生涯学習活動を推進します。

また、中央公民館をはじめ、図書館などの社会教育関連施設のハード・ソフト事業の充実に努めるとともに、住民の学習ニーズを把握しながら、総合的な学習環境づくりを進めます。

- (1) 生涯学習プログラムの充実と情報発信
- (2) 人材の育成と活用
- (3) 誰でも参加できる学習環境の整備
- (4) 魅力ある図書館づくり

## IV 「文化芸術」

住民において、文化芸術への出会いが生活に潤いをもたらし、さらには個人の創作意欲を刺激して文化芸術活動に参加するきっかけとなるように、地域に根差した文化の継承やアグピアホールを活用した住民主体の文化芸術活動を一層推進します。

また、地域の祭りや行事への参加で、歴史や伝統、貴重な文化財などの理解を深めることにより、町への愛着や誇りの醸成につなげます。

- (1) 文化芸術の育成
- (2) 文化イベントの充実
- (3) 伝統文化の継承
- (4) 文化財の保存・保護

## V 「スポーツ」

住民が健康で心豊かに、生きがいをもって生活を送れるよう、それぞれのライフスタイル、年齢や体力に応じたスポーツ活動が推進され、健康なからだど豊かな心を育み、スポーツを通じたつながりが人や地域の活力を生み出しているまちとします。また、誰もが気軽に、安全・安心にスポーツに親しめる環境づくりや施設の充実に努めていきます。

- (1) スポーツ教室の充実
- (2) 健康・スポーツ関係団体及び指導者の育成
- (3) 学校施設と既存施設の整備
- (4) スポーツ村の活用と周辺整備
- (5) レクリエーション活動の促進
- (6) 体育館・プールの建設